



東京大学
大学院法学政治学研究科・法学部
GRADUATE SCHOOLS FOR LAW AND POLITICS
FACULTY OF LAW
THE UNIVERSITY OF TOKYO

東京大学大学院法学政治学研究科・法学部 ホームページ
<https://www.j.u-tokyo.ac.jp/>



東京大学法学部 YouTubeチャンネル
https://youtube.com/@UTokyo_Law



東京大学大学院法学政治学研究科・法学部 公式 X アカウント
https://x.com/UTokyo_Law/



問い合わせ先
shomu.j@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

当パンフレットの本文、データ、画像等の無断転載・無断使用はご遠慮ください。

2025年7月15日 発行



東京大学
法学部

入進学案内2025



法学部への招待

法学政治学研究科長・法学部長

沖野眞巳

法学部長・教授の沖野眞巳です。
専門は民法、信託法、消費者法です。

するための規範を対象にするのが法学、事象を対象にするのが政治学です。しかし、法規範を創るのは事実としての人間の行為であり、また、法規範は人間が社会で問題を解決するために不可欠の前提および手法となります。ですから、法学と政治学は切り離すことができません。法学と政治学を両輪として同じ学部で学ぶことは、東京大学法学部の特徴であり、強みの一つです。

法学・政治学の学際性

それだけでなく、法学・政治学は、他の学問諸分野と切り離すことができません。なぜなら、問題を解決するには、問題を正しく理解することが必要であり、問題を正しく理解するには、他の学問諸分野の知見が必要であるからです。そして、問題を解決するために、法と政治は不可欠ですが、法と政治だけで問題が解決するわけではないからです。

こうしたことから、東京大学法学部では伝統的に、経済学の諸科目を多数開講しています。近時は、法学・政治学を、他の専門分野を学ぶ学生とともに学ぶための授業の開講を始めています。前期課程の総合科目「現代と法」、「現代と政治」、全学部共通授業科目「理系のための法学入門」、「政治分析方法論」等です。

では、法学・政治学の中身を、もう一歩進んで見ましょう。

法学・政治学が対象とする社会の多様性・多元性・多層性

法学・政治学が考察の対象とする社会は、多元的・多層的で、家族関係、取引関係、労働関係、委任等の関係、企業その他のさまざまな目的をもつ団体、市場をはじめとする社会システム、「公共」圏、自治体、国、国際関係・グローバル関係……。こうした諸関係・組織・システムから社会は成り立っています。これらの関係・組織・システムのそれぞれも、一様ではなく多様です。

社会の諸関係・組織・システムは、現在ますます複雑化し、また、捉えにくくなっています。身近な例を挙げますと、支払・決済の手段が多様化していることは、取引関係などが、さまざまな主体により幾



重にも媒介され、複雑化していることの現れです。幅広い範囲の主体が、匿名化を含むさまざまな態様で、データの送受信や処理を行うことが容易になっている点も、ご承知の通りです。

法学・政治学における多角的な観点と議論の重要性

諸問題・諸課題を解決することができるように、自由な個人から多層的・多層的な社会を成り立たせることは、単純にできる営為ではありません。多様な個人が共存し、諸関係・組織・システムが調和するように、社会はどのように形成されているのでしょうか。そして、社会をどのように形成するべきでしょうか。法学・政治学は、こうしたテーマを探究します。

探究のためには、さまざまな立場や観点から、社会の成り立ちや社会における課題・問題を捉えることが必要になります。法・政治の歴史を振り返ること、他の国や社会の法・政治を参照することにより、法・政治の基礎と、法・政治の多様なありようを知る必要もあります。

このように考えると、法学部における学びのイメージが、冒頭に述べたものから変わるのではないのでしょうか。法学部では、第1に、さまざまな社会事象および社会に関する考え方の共通性と差異とを、明晰に言語で表現することを学びます。第2に、相異なる立場・観点から議論することを学びます。そして第3に、幅広い展望を持ちながら、いま、ここで社会の諸問題・諸課題を——暫定的・不完全であっても——どのように解決するかを探ることを、学ぶのです。

単に、既に存在する規範や考え方を調べたり、それらに世の中の出来事を当てはめたりするだけのことは、生成AI等の技術の急速な発展により、法学部での学びの意義として数えられるものではなくっていくでしょう。

社会の持続可能性に向けた法学・政治学の挑戦

社会が直面する諸問題・諸課題の難しさ、そして社会を成り立たせることの難しさは、最近では、「持続可能性」というフレーズによって表現されています。持続可能性と言うと、まず環境や資源を思い浮かべるかもしれませんが、しかし、環境や資源の持続可能性も、社会そのものの持続可能性と関わっています。

人口減少・高齢化の進行やデジタル化の急激な進展を受けて、社会のインフラとなる制度を維持し、展開するには、どうすればよいでしょうか。今、さまざまなところでそれが問われています。

課題は、山積していると言っていいでしょう。東京大学法学部「現代と法」委員会編『まだ、法学を知らない君へ——未来をひらく13講』（有斐閣、2022年）、同『いま、法学を知りたい君へ——世界をひろげる13講』（有斐閣、2024年）、東京大学法学部「現代と政治」委員会編『東大政治学』（東京大学出版会、2024年）を紐解いてみてください。法学・政治学が挑戦している問題や課題の一端を知ることができるでしょう。

東京大学法学部への誘い

東京大学法学部は、法学・政治学を学ぶ最高の場を提供します。本学部の教授・准教授は81名です。一方で、本学部の教員は、各種の公的機関や各種研究会等の場で、法曹、官公庁、企業、メディア等、各界の実務家とともに、社会の諸課題に第一線で取り組んでいます。他方で、本学部は、基礎分野における研究の蓄積の広さと深さを誇り、法制史・政治史、比較法・比較政治の幅広い分野について、研究を重ねている教員を擁します。外国籍の教授・准教授も6人を数え、加えて、2人の外国籍の特任教員が授業を担当しています。女性の教授・准教授が少ない点は懸案ですが、近年急速に増えて13人になっています（いずれも2025年4月現在）。

法学・政治学の教材としては、データベースが重要になっています。しかし、図書・雑誌の重要性も減じていません。本学部の研究室図書室は、海外から来訪する研究者も驚嘆する国内外の図書・雑誌のコレクションを誇ります。

海外の法学部との交流も加速しています。本学部は、2022年度にベルギーのルーヴェン・カトリック大学法学・犯罪学部と交流協定を締結しました。2023年度にはオーストラリア国立大学College of Lawと学生交流覚書を締結しました。これらの協定に基づく交換留学が始まっています。シンガポール国立大学との協定など現在協議中のものもあります。本学部の授業としては、海外から講師を招聘して、合宿形式で英語で集中的に学ぶサマースクールを継続開講しており、2024年度からは、本学の教員が英語で授業を行い、海外からの学生とともに集中的に日本法について学ぶウインタースクールを開講しています。これらの授業は、本学の他の学部や大学院の学生、海外からの学生と積極的に交流し、切磋琢磨する機会を提供します。

本法学部を目指し、そして「東京大学法学部コミュニティ」の一員となってみませんか。

Contents

法学部への招待	2	3	どんな勉強をしてるの？	8	4	どんな先生がいるの？	13	6	卒業後の進路は？	18
1 東京大学法学部ってどんなところ？	4	法学部コース紹介		こんなことを教えています		数字で見る法学部	2	卒業生が語る東京大学法学部の魅力		
5分でわかる！ 東京大学法学部の歴史		早期卒業制度・法科大学院進学プログラム・司法試験		数字で見る法学部		教員		数字で見る法学部		4
Column 「『七教授』の精神を継ぐもの」 苅部 直		講義紹介						卒業後の進路		
2 法学部に進学するには？	6	演習について		5	海外留学はできる？	16				
法学部進路チャート		ゼミ紹介		留学体験記		数字で見る法学部	3	7	教員が語る法学部での	
数字で見る法学部	1	法学部の授業について		数字で見る法学部	3	海外留学		法学・政治学の学び		20
進学データ		法学部が開講する駒場での講義						若手教員による座談会		

1 東京大学法学部ってどんなところ？

東京大学法学部は、東京大学設立時からある学部のひとつであり、その歴史は日本の近代大学制度成立時にまでさかのぼります。東京大学法学部がどんな目的で作られ、どのように発展していったかを知ることは、法学部の歴史のみならず、近代日本の法、政治、そして大学の歴史を紐解くうえでの大きな手がかりともなります。ここでは、その成立とあゆみについて、少しだけご紹介したいと思います。

5分でわかる！ 東京大学法学部の歴史

1 東京大学法学部の成立 ～洋学のための大学～

法学部の前身は、1872年に司法省が設置した「法学校」と、1873年に文部省が設置した「東京開成学校法学科」という2つの教育施設に求められます。1877年4月12日、東京開成学校に法、理、文の3学部が作られ、これに旧東京医学校が医学部として加わって東京大学が誕生しました。ここに先ほどの「法学校」の後身である「東京法学校」と、「東京



開成学校開業式
(東京大学附属図書館所蔵)

大学文学部政治学及理財学科」が1885年に合併され、現在の法学部の原型となりました。当時の教科課程によれば、法学部は「日本の法律を教えることを主としながら、中国、イギリス、フランス等の法律の概略を教えるものとするが、日本の法律がまだ完備していないので、今は主としてイギリスの法律およびフランスの法律の基本を教えること」とされています。このため当時の法学部ではウィリアム・グリグスピー(William E. Grigsby, 1847-1899)、ヘンリー・テリー(Henry T. Terry, 1847-1936)といった外国人教授が教鞭をとっていました。当時の大学は基本的には西洋の学問を行う場所であったため、法学部では、市民革命を経て、「自由・平等」の精神を掲げた近代西洋の法と政治をいち早く取り入れることになりました。

2 帝国大学の下での発展

東京大学誕生から10年後の1886年「帝国大学令」が公布され、東京大学は「帝国大学」、法学部は「法科大学」に改称・改組されました。

帝国大学の設置は、憲法制定をはじめとする近代国家体制整備の一環として行われたものでした。帝国大学令第一条は次のように定めています。

「帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トス」
つまり、帝国大学は国家の役に立つ学問の教育と研究を行うべき施設として明確に目的が設定されたこととなります。こ



明治時代の
講義風景

の象徴ともいべきこととして、当初法学部・文学部の卒業生は無試験で役人になることができました。帝国大学での教育の重要な目的が、明治国家の運営を担うべき官僚の養成にあったことがよくわかります。

3 戦後の東京大学法学部

1923年に起きた関東大震災により、法学部は教室の大部分と研究室、事務室及び書籍・標本のほとんどを焼失しました。八角講堂と呼ばれて親しまれた法学部講義室は全焼し、ジョサイア・コンドル(Josiah Conder, 1852-1920)設計の法文科大学本館も倒壊し取り壊されます。この跡地に、新しい校舎を設計したのが、当時建築学科教授であり、のちに第14代総長となった内田祥三でした。内田のこの様式は内田ゴシックと呼ばれ、尖塔アーチで装飾された壮麗な建築は、現在では法学部を象徴する建物として広く知られています。

戦後の法学部は、学界・官界・法曹界のみならず政治の世界にも多くの人材を輩出してきました。歴代内閣総理大臣65名のうち約4分の1にあたる15名は東京大学(東京帝国大学)法学部出身者です。また、近年法学部出身者の進路が多様になったとはいえ、国政の中核で活躍する国会議員



現在の法学部1号館



内田ゴシック様式の柱廊

Column

「七教授」の精神を継ぐもの

教授 日本政治思想史 荻部直



1945年3月、太平洋戦争も末期に入り、激しい空襲が東京を襲っていたころ。東京大学キャンパス、現在の総合図書館の一室にひそかに集まり、相談を続ける七人の男の姿がありました。法学部長であった南原繁(政治学史)をはじめ、高木八尺(アメリカ政治外交史)、田中耕太郎(商法・法哲学)、末延三次(英米

第22代東京帝国大学
法学部長
南原繁
(1889-1974)
写真は東京大学
法学部所蔵



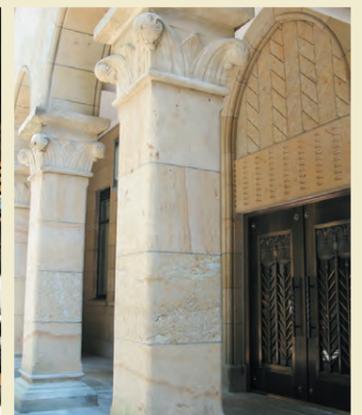
法)、我妻栄(民法)、岡義武(政治史)、鈴木竹雄(商法)といった法学部教授のグループです。

無謀な戦争を早く終わらせ、祖国を破滅から救いたい。彼らはその願いに基づいて、官憲による監視の目を警戒しながら、政府を終戦にふみぎらせる方法について議論し、重臣や軍部の有力者に対する説得を続けました。歴史の経過としては、その計画どおりに和平が実現することはありませんでしたが、終戦後にこの行動は、「法学部七教授」の終戦工作として世に知られることとなります。

東京大学法学部は、140年以上の長きにわたって、法と政治を中心とする高度な教育によって学生を育て、教員による研究業績を公にしてきました。

その主たる任務が、法学の知恵と政治学の識見を備えた人材の育成と、学問における真理の追究にあることは、言うまでもありません。しかし同時に、構成員が大学の外に呼びかけ、行動することを通じて、より自由で公正な社会の実現に寄与するのも、東京大学法学部が常にはたしてきた重要な役割です。「法学部七教授」の活動は、その極限を示す例にほかなりません。

「七教授」が会合を続けた総合図書館も、仕事をしてきた研究棟も、学生に語りかけていた教室の建物も、改修をへながら現在も使われています。法学と政治学が立脚する原理から出発し、学問の論理を徹底するところから、現在の諸問題の解決を考え、未来を見すえる。そうした東京大学法学部の姿勢は、長い年月をこえて、いまも生き続けています。本郷キャンパスで学ぶ人も、そうした空気を吸いながら、勉強やさまざまな活動にとりくむことで、人生の重要な時期を過ごすことができるでしょう。そして、「七教授」が社会の将来を真剣に考え、人々に問いかけた精神もまた、世代をこえて引き継がれてゆくのです。



東京大学では1, 2年生にあたる入学後の2年間は「前期課程」と呼ばれ、全員が「教養学部」に所属します。教養学部は「文科1類」から「理科3類」までの6つの科類に分かれており、2年次に行われる進学選択を経て各学部に進学します。法学部に進学を希望する学生の多くは「文科1類」に所属していますが、2008年からは科類を指定しない「全科類枠」が設けられており、他の科類から法学部に進学する道も開かれています。

 法学部進路チャート



※このチャートは進路の大まかなイメージを示すもので、網羅的ではありません。

数字で見る法学部 ① 進学データ

①前期課程科類別進学者数

	進学者数	文科1類	文科2類	文科3類	理科1類	理科2類	理科3類
2025年度	405人	345人	13人	33人	5人	9人	0人
2024年度	361人	306人	9人	28人	9人	9人	0人
2023年度	391人	331人	5人	46人	4人	5人	0人
2022年度	418人	357人	6人	42人	4人	9人	0人
2021年度	402人	348人	5人	39人	3人	7人	0人

②学部学生数(2025年4月)

所属類	3年		4年		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
第1類(法学総合コース)	118人	45人	189人	60人	307人	105人
第2類(法律プロフェッション・コース)	111人	59人	144人	63人	255人	122人
第3類(政治コース)	56人	18人	48人	17人	104人	35人

3 3 どんな勉強をしているの？

法学部には「法学総合コース」「法律プロフェッション・コース」「政治コース」の3つのコースがあります。ここでは各コースの特長や教育内容についてご紹介します。



模擬法廷教室
法廷演習等で使用する模擬法廷教室。実際の法廷そっくり再現されています。



研究室図書室
研究室図書室は、83万冊以上の蔵書を誇る国内有数の法学・政治学専門図書館です。



法廷部分全景

法学部コース紹介

第1類 法学総合コース

ビジネス法務、公務、マネージメント、研究職など、多様な進路選択に応じて自主的に、法学を広い総合的な視野の中で学修することを目的とします。国際的なビジネスやマネージメントを目指す人のための「国際取引法務プログラム」、公務員を目指す人のための「公共法務プログラム」の2つのプログラムが設定されており、プログラムに登録し、指定された科目をすべて履修した人には、学位記とは別に修了証が授与されます。

第2類 法律プロフェッションコース

法律プロフェッション・コースは「法曹(特に裁判官、検察官、弁護士)」や「企業等における高度な法律専門職」を目指すという具体的な進路を想定したコースです。このコースでは、法的思考の基礎を身につけた上で、特に法科大学院(ロースクール)に法学既修者として進学する学生を念頭に置いています。

第3類 政治コース

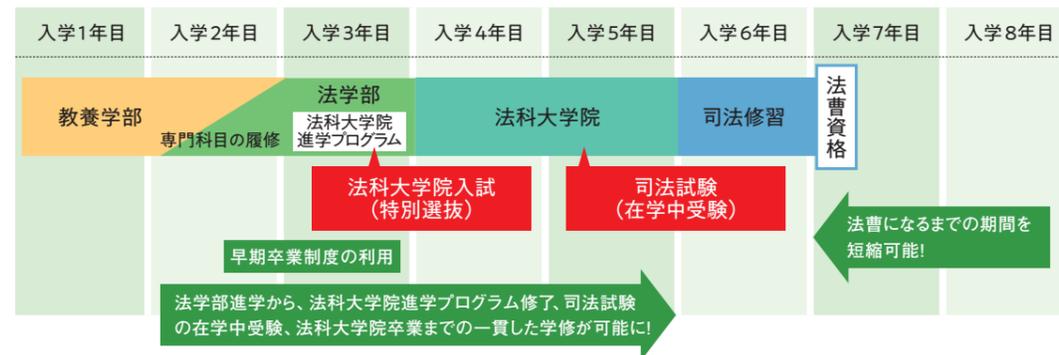
政治に関心を持ち、研究者やジャーナリストなどを目指す学生に適したコースです。政治学の科目を中軸に据え、古典古代の政治思想から現代の国際政治まで、幅広い選択肢に基づくバランスの取れた学修を目指します。リサーチペーパーが必修です。

早期卒業制度・法科大学院進学プログラム・司法試験

法学部卒業後に国内外の大学院等に進学して勉強したい、そのために法学部での学修を短期間で密度濃く行いたいという考えをお持ちの方もいるでしょう。そういう方のために、法学部では、成績優秀者のための早期卒業制度を用意しています。また、法曹を志す人には、東京大学法科大学院と連携した一貫教育のための法科大学院進学プログラムを用意しています。早期卒業と組み合わせることで法科大学院の入学試験は免除となり入学から5年で法科大学院を修了することが可能です。2021年度に8名、2022年度に10名、2023年度に13名、2024年度は12名の早期卒業者がいました。

●法科大学院進学プログラムと司法試験

法科大学院進学プログラムは、司法試験制度の改革とも連動しています。やる気のある優秀な法学部生が、これまでよりも早く、高度な学修を修め、法曹になるための仕組みです。類を問わず、登録が可能であり、法学部の開講科目のうち、指定された科目を履修することで修了できます。



講義紹介

●後藤 元教授「商法第1部」

商法第一部で学習する会社法では、現代社会における経済活動の主たる担い手である株式会社について、事業活動による利益の獲得(とそれによる経済全体の発展)を促進しつつ、株式会社の経営が公正・適法に行われるようにするためには、経営者・株主・債権者・従業員・環境・地域社会などの関係者の利害をどのように調整すれば良いかを、現在の法律がどうなっているかだけではなく、どのようなルールが望ましいのかという観点も踏まえて考えます。



東京大学入試や大学入学共通テスト等の際にテレビで放映されること多い、法学部25番教室での授業風景です。多くの学生が受講する科目は、このような大教室で行われます。

●谷口将紀教授「特別講義 現代日本政治」

政治研究には、思想・歴史・計量・数理など多くのアプローチがあります。4年次に開講される本科目では、こうした様々な手法を用い、法学部での(広義)政治学学修の締めくくりとして現代日本政治を分析します。定期試験を一切持込可にしたり、履修者が小グループに分かれてディスカッションする演習セッションを設けたりと、少人数授業の利点を生かせるような工夫を行っています。



●「特別講義 公共法務入門」

2024年度Aセメスターから、新たに「公共法務入門」というオムニバス講義が設けられています。

この授業は、国・地方の公務員に加え、弁護士、民間企業・業界団体・NPO等の職員等として公共政策に関わる進路を考えている学生を広く受講者として想定し、法学の知見が、公共政策の形成にいかにか活かされるのかを検討するものです。

授業は、官庁や企業等の第一線で活躍されているゲストスピーカーからの話題提供に加えて、ディスカッションを行う形で進めています。ゲストスピーカーの方々は、具体的・実践的な政策課題を提示して、その問題が社会においていかに生じ、それに対していかなる取組みが行われているのかを紹介し、その取組みにおいて、法学がいかにか活用されているのか、そこには限界があるのか、を検討します。そのため、同じテーマを2回続けて扱うことを基本型としています。また、いわゆる官庁説明会、企業説明会とは内容的に異なるものとなっています。

2024年度に具体的に扱われたテーマは、排出量取引、ロビイング、違法・有害情報対策、国際法を活用した外交、公務部門の人事マネジメント、税制改正とEBPMでした。

掲載した写真は、排出量取引を扱った回のもので、カー



ボンニュートラルの達成は、国際的に見ても、また相次ぐ災害を想起すれば分かるように、国内的にも、重要な政策課題です。排出量取引は、費用がかかる脱炭素投資を企業が促進するための処方箋として、検討が進められています。この回では、そうした進行中のテーマについて、法学の知見がどのように活用されているのかを議論しました。ゲストスピーカーのお話に続く質疑応答が非常に活発に行われたことが印象的でした。

いまだ試行的な取組みですが、2025年度もAセメスターに開講することを予定しています。



演習について

演習は、通常10~15名の少人数で行われるゼミナール形式の授業です。大教室で行われる講義とは異なり、特定のテーマについて調査・報告をしたり、文献を読んで討論するなど、より深く掘り下げた知識やものの見方、考え方を身につけることができます。以下に挙げたのは東京大学法学部で実際に行われている演習のテーマ例です。公法、私法と聞いてピンとこない人でも、自分の興味のある演習テーマから、法学・政治学の世界に触れてみるのもよいかもしれません。

基礎法学分野

「法と社会科学」入門、Law and Society in East Asia、Law and the Formation of Transnational East Asia、Tokyo Intercollegiate Negotiation Competition (INC) Negotiation and Arbitration Moot (English Division)、Trial by Jury: Past and Present (Why Japan's Criminal Justice System Resists Change)、ギールケを読む、現代アメリカ法演習、ナチ期ドイツの法・法学・裁判、フランス法基礎文獻講読、学生による高校生向け授業を実施する、現代中国政治研究、交渉と紛争解決、司法と多様性 Diversity in Judiciary、信託法の国際比較——アジア太平洋を中心に、日欧近代法史の諸問題、日本近世法制史料講読、日本中世法制史料講読、日本法ウィントプログラム、日本法制史料研究I(法制史学の成り立ちと史料の伝来)、日本法制史料研究II(法制史学の展開と史料の保存利用)、法学の歴史を考えた—中世学識法(近世を含む)に関する論文を読む、法多元主義とイスラーム法、法哲学の基本問題(6)——デモクラシーの可能性

公法分野

デジタル社会と法、ドイツ憲法判例を読む、ドイツ公法文獻講読、フランス憲法文獻講読、激動の国際課税を展望する、憲法判例を読む、現代の法制度としての君主制、行政組織法、行政法各論、行政法判例研究、国際人権法における個人通報制度、国際法の基礎理論、国際法判例研究、情報法の基本問題、租税政策、租税法の経済分析、地方自治最新判例の研究

政治学分野

Contemporary Chinese Diplomacy、Japan's Modernization Experience and Its ODA Policy、アメリカ政治と政党再編、ヨーロッパ比較政治基礎文獻講読、ロシア革命と民族問題、右翼「ポピュリスト」政党はなぜ、いつ主流化するのか、科学技術と政策過程、近現代中国政治外交史、近世日本政治思想史料会誌、権威主義体制におけるジェンダーと政治、現代ラテンアメリカにおける右派と政治的分極化、現代中国政治演習、現代日本外交における総理大臣のリーダーシップ、現代日本政治論演習、国家論、国際政治と謝罪、参議院の研究、自治体における政策実践に関する調査研究、人新世の行政、政策学演習(公共政策の事例研究)、政治とマスメディア演習、政治学の方法と実証、政治分析方法論演習、政治分析方法論研究:ベイズ統計、川口市政研究(17):川口市のこども行政、戦争と平和を考える、戦争の記憶、台湾現代史、中国語政治文獻講読(習近平新時代とは何か)、日本政治思想史料会誌、比較政治学・概論 Comparative Politics Field Seminar、非西洋の歴史と国際システム、米中関係と国際秩序、冷戦期のドイツ=イスラエル関係、冷戦後の国際秩序に関する外交文書を読む

民刑事法分野

EU集团的労働関係法、アジアのコモンロー系国における主要ビジネス法の概観、アメリカ集团的労働関係法、イギリスの最低賃金制度をめぐる諸問題、グローバル・ビジネスロー・サマープログラム、ケーススタディ アジアの企業再生、ドイツ不法行為法文獻講読、ドイツ民事訴訟法文獻講読、フランス社会法文獻講読、フランス倒産法文獻講読、リスク社会と不法行為法の諸課題、医事法発展演習、英国契約法における諸問題、演習(商法)、会社法研究、会社法制の新たな展開、企業の国際化と法務、競争法演習、競争法関係文獻精読演習、金融商品取引法の諸問題、金融商品取引法演習、刑事訴訟法文獻講読、刑事訴訟法問題研究、刑法の重要論点、刑法演習、刑法各論の教科書の準備を学生と一緒に頑張るゼミ、決済法制研究、現代消費者私法の諸問題、現代物権法研究、最新労働判例研究、事実認定論、社会保障法とジェンダー、証拠法の日英比較、信託法に関する実務上の諸問題、信託法研究、信託法文獻講読、知的財産法、知的財産法判例研究、中国ビジネス法、倒産法—英語文獻講読、東アジアにおける資本市場と企業法制、東アジア民事訴訟法と仲裁法、特別法と一般法、日米刑事手続法の比較、日本と中国の会社法制の比較、日本におけるスタートアップの役割と、企業との連携について、判決手続の理論的諸課題、民事訴訟法に関する論文講読、民事訴訟法重要問題研究、民法学の現代的課題——最高裁判例を読む、薬事特許法(医薬品イノベーションと法)



法学部の教員は、授業や演習での学生とのやりとりを通じて自らの研究を鍛え、その成果を著作や論文として発表しています。

ゼミ紹介

● 金井利之教授「川口市政研究」

十年以上続くこの形態のゼミは、川口市役所のご協力を得て、基礎的自治体の実態を体得することを目的としています(2021・22年度は税務、23・24年度は消防、25年度はこども行政)。通年三部構成で、Sセメスターは市役所の方々からのヒアリング(聴き取り)調査、夏休み中は市役所での短期インターンシップ(実務体験)、Aセメスターはケーススタディ(事例演習)です。2020・21年度はCOVID-19によりインターンシップが実施できませんでしたが、22年度から再開しました。写真は2025年度Sセメスターの授業風景です。



● 成瀬 剛教授・神山弘行教授「法教育」

夏のオープンキャンパスで、ゼミ生による高校生向けの授業を行っています。近年の授業テーマは、パワハラ・過重労働・雇用における性差別、認知症患者鉄道事故事件、家族の多様化と税制、刑事手続における黙秘権の意義などです。ゼミ生は、高校生に法的な考え方を体感してもらおうと、前提情報を提供して、高校生同士のディスカッションをリードします。その準備を4月から7月まで行うのが、このゼミです。写真は、法務省の司法法制部の方にご意見を頂きながら、授業を準備している様子です(2025年6月撮影)。



● 増見淳子教授「スタートアップ投資と法務」

2024年度から始まったこのゼミでは、日本経済を活性化させるエンジンとして期待されているスタートアップ企業について、企業を取り巻く環境や、エコシステムとプレイヤー、またスタートアップ企業自身の特性を踏まえ、スタートアップへの投資や提携を望む、投資家や事業会社の目的、役割等について多角的に学ぶことを目的としています。様々な政府の取組や統計等に触れ、実務に必要となる契約とその論点を学び、学内スタートアップの創業者に講演をしてもらうことで、スタートアップの「今」を知ってもらい、実務家を目指す学生たちと、スタートアップ投資の実務がどうあるべきか、一緒に考えたいと思っています。



法学部の授業について

東京大学法学部で展開されている授業の一端には、東京大学HP上の「東京大学オープンキャンパス」の法学部の企画を通じて触れることもできます。



「東京大学オープンキャンパス」
https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/admissions/undergraduate/d04_02.html

法学部が開講する駒場での講義

●「現代と法」

法学を学ぶと、どのような興味深い課題に出会い、かかわることができるのか。そのことの一部がわかるよう、法学部の教員のうち13名が、1人1コマずつ、いま関心を持って取り組んでいる具体的課題を紹介しします。

法学部では、駒場キャンパスの1年生と2年生を対象として、「現代と法」という講義を開講しています。週1回90分の授業（講義＋質疑応答）が13回あります。文系・理系を問わず、全ての1年生と2年生が履修可能です。

伝統的に、法学部では、学生に広く教養を身に付けてもらうことを目的として、法学部の専門科目は2年生から徐々に始めるという方針をとってきました。しかし他方で、法学が具体的にどのような場面で活かされるのかを垣間見たうえで教養科目や基本的な法学部専門科目を学びたいという学生も多くいるはず。基本的なことは、具体的な場面を多く想起できる状態で学んだほうが、身に付きやすいことが多くあります。

また、特に最近では、専門課程で法学部に進まないとしても、法学の素養や土地勘を必要とする専門分野が理系を含めて増えています。AIの活用は倫理的な問題や著作権の問題など数々の法的問題と背中合わせです。自動運転などの新しい試みを円滑に社会実装するためには道路交通法などの規制や民法・刑法などの諸原則を知り、対応し、修正を求めていく必要があるかもしれません。宇宙開発には日本法から国際法まで様々なルールが関係します。

●「現代と政治」

法学部の教員組織は大学院法学政治学研究科（及び若干名の公共政策大学院）の専任教員の兼担により構成されており、この所属部局名にあるとおり……などと持って回った言い方をしなくても、本冊子を手にとられた皆さんには中学校での公民や高等学校での公共の授業内容を想起すれば、法学と政治学が不即不離の関係にあることはよくご理解いただけると思います。東京大学内で最も多くの政治学者が属しているのは、大学院法学政治学研究科・法学部です。法学部のカリキュラムも、憲法・民法第1部とともに政治学が全類必修となっており、2Sセメスターから開講されている憲法を追いかけ、講義が統治機構論にさしかかるあたりの2Aセメスターに政治学の授業が始まるように作られています。

このような本学における法学と政治学の関係性を教養学部前期課程の皆さんにもお伝えするため、駒場キャンパスのSセメスターに行われている総合科目「現代と法」の兄弟・姉妹科目として、2023年度からAセメスターに総合科目「現代と政治」を開講しています。

法学部で開講されている政治系科目を担当する専任教員全員が結集し、オムニバス形式の授業により、それぞれの専

門分野で課題になっている論点や研究を通じて得られる現代政治に対する知見を紹介し、政治学の豊かな可能性や研究の魅力をお話しします。日本政治・行政、比較政治・政治史、政治思想・政治理論、国際政治・国際関係など多様な専門分野の問題関心を素材として、多面的な政治・社会を総合的に理解するための視点を重層的に提示するように心掛けます。新聞やテレビ、インターネットでよく目にする先生方を生で見られるチャンスですし、逆にこれまではあまり知らなかった先生方の最先端の研究内容や問題関心に出会える機会でもあります。

2023年度の講義内容は、東京大学法学部「現代と政治」委員会『東大政治学』（東京大学出版会）として出版されました。総合科目「現代と政治」をきっかけに政治学に対する関心を高めていただき、2Aセメスターの法学部専門科目講義のとき、そして法学部に進学されたときに教室で皆さんとお会いできることを政治系教員一同願っています。

教授 白石忠志



教授 谷口将紀

4

どんな先生がいるの？

こんなことを教えています



政治分析方法論

福元健太郎先生

なぜ人間は合理的でなく、社会は不条理なのか、という素朴な疑問に導かれて自然科学から政治学へ

自分が皆さんと同じくらいの年恰好の頃のことについて、私は拙著『日本の国会政治』のあとがきで次のように書いた。「ベルリンの壁が崩れた時、私は高校生だった。大学入試をはさんで湾岸戦争が起きて終わり、待ち受けていたキャンパスにはその手の立看もまばらだった。（中略）なぜ人間は合理的でなく、社会は不条理なのか、という素朴な疑問に導かれて自然科学から政治学へと関心を移していった」。

政治学が扱うのは、次のような問題だ。民主政なのに人々の意向が選挙の結果や政策に反映されていない（ように見える）のはおかしいのではないか。国民に支持されていないような非民主的な政治体制が続くのはどうしてか。戦争はなぜ起こるのか——などなど、この世には多くの不思議が残されている。

あるべき規範と実際にある現実との間にある乖離が気になる——社会をあるべき姿に近づけたい、あるいはあるべきものが何故ないのかを知りたい——のなら、あなたは法学部に向いている。この課題に対し、法学は（おそらく）権利（と義務）という切り口から、政治学は権力という視角から、それぞれ取り組んでいる。

私が担当しているのは政治分析方法論という科目である。これは政治現象にまつわる数量データを統計的に分析するには、どのような方法を用いるのがよいかを考える学問分野である。例えば、政治学で国際的に最も権威ある学術誌である *American Political Science Review* に掲載された私の論文は、日本で選挙の直前に住民票だ

け移して（つまり実際には引越しない）お目当ての候補に投票するという選挙不正があることを明らかにしたものである。もちろん住民票の架空転入のデータなどというものは存在しない。そこで私は自然実験と呼ばれる方法を用いた。4年に1回、統一地方選挙というものがあつたのだが、実際には何割かの市町村は選挙を行っていない。しかも統一地方選挙に乗るか否かは（詳細は省く）あたかもくじで無作為に決められたかのように分かっている。そこで、統一地方選挙に入っている市町村の（人口当たりの）転入者数の平均から、そうでない市町村の転入者数の平均を引けば、選挙のための住民票移動がどれくらいあつたかがわかる。何故なら、2つの市町村のグループの違いは選挙の有無しかないのだから、転入者数に違いがあればその原因は選挙の有無にしか求められないからである。実際に分析してみると、選挙の3カ月前の転入者のうち約1割は架空転入の疑いがあることがわかった。隠されていた違法行為を明るみに出した時の気持ちは、何とも言えないものだった。

こう書くともう法学部らしく聞こえないかもしれないが、実際には、法学部で提供されている科目のほとんどはもっと（言葉の真の意味で）オーソドックスなものであり、数字を使ったりはしない。政治学関係の科目で言えば、理論、歴史、思想などを扱うものがほとんどである。法や政治について学ぼうとするならば、最高の布陣が揃っていると言っているだろう。皆さんが法学部に来ることを楽しみに待っている。



英米法

キャロル ローソン
Carol Lawson 先生

日本の法がどのように考えられ、機能し、国境を越えた文脈で他の法体系と相互に作用するかを探求する

私が担当しているのは、「英米法」です。これは、イギリス連邦加盟国とアメリカ合衆国に存在する「コモン・ロー」法体系を指します。弁護士資格はイギリスからそのコモン・ロー法体系を継承したオーストラリアで獲得しました。コモン・ロー法体系では、裁判官は経験豊富な弁護士の中から任命されます。議会と裁判官の両方が法律を制定する役割を担っており、裁判官の判断は将来の案件に拘束力を持つことになります。

一方、日本は「大陸法(体系)」を採用しており、ドイツ及びフランスがモデルとなっています。専門的な司法機関が存在し、裁判官は資格を取得したばかりの若手から採用されます。また、形式上は議会だけが拘束力のある法律を制定し、裁判官は、その拘束力のある立法を個々の案件において解釈し、適用する役割に限られるのです。

しかし、明治・昭和期の歴史的背景を受け、日本の法制度は大陸法と英米法の両方の特徴を併せ持つ興味深いハイブリッドとして機能しています。さらに、このハイブリッドな法制度の内面的なロジックは、徳川時代から受け継がれてきた日本独自のものです。

これが私の研究と教育の興味深い領域です。日本の法がどのように考えられ、機能し、国境を越えた文脈で他の法体系と相互に作用するかを、探求しています。私の教育はすべて「基礎法学」のカテゴリーに属します。これは憲法、民法、行政法などの法学の分野を指す「実定法」とは対照的です。

私は法学部と法科大学院で教鞭を執っており、主に英語で授業を行っています。日本語での対応も可能です。私が教える科目は2つの教育分野に分けられます。1つ目は、多様な学生を対象に日本の法を解説し

議論する比較法科目です。2つ目は、法学部生及び法科大学院生が将来のキャリアで活用できる実践的なスキルを教える法律実務科目です。どの科目も日本の法制度を批判的に分析し、国際的な文脈で適切に表現する能力を養いたいと考える日本人の学生に有用です。このスキルは、民間企業や官僚(外交、司法、検察を含む)、法律事務所でのキャリアにおいて不可欠だと言えます。

1つ目の教育分野である比較法について、学期制の特別講義を担当し、短期集中型のウィンタースクールとサマースクール前の学習プログラムにも貢献しています。これらの学習機会に、英語で日本の法制度を、学部生と大学院生を含む多様な内外の学生に紹介しています。

比較法のおもしろさは、学生が自国の法制度を他の法制度の視点から検討することで、自国の制度の強みや弱みなどを含む独自性を新たな視点から捉えられるところにあります。これは多くの学生にとって刺激的で啓発的な経験となります。

2つ目の教育分野である法律実務演習は、交渉や仲裁、法律文書作成のスキルを養成する複数の科目を教えています。法は、「問題解決のためのツール」と捉えることができます。これは、個人間の問題から組織間、さらに国家間の紛争に至るまで、幅広い問題解決に活用できるものです。

私の研究は、公共部門における法の執行者が法的メカニズムをどのように活性化させるか、特に刑務所や保護観察の分野、そして裁判所におけるその役割に焦点を当てています。このような研究関心は、法曹界における多様性と包摂(インクルージョン)への強い問題意識とも深く関わっています。1980年代にオーストラリアで法学を学んだ当時、法学部や法曹界は男性中心の構造でしたが、21世紀に入ってからはオーストラリアの法学部学生の6割強が女性となっています。この変化は、法学部卒業生が目指すさまざまな職業分野におけるジェンダーバランスの達成を後押ししてきました。現在、日本も独自の多様性推進の道を歩み始めており、東京大学でこの移行プロセスに小さな貢献ができることを嬉しく思っています。皆様のご参加を心よりお待ちしております。



東京大学法学部・法学政治学研究科に在籍する教授・准教授のうち女性は13名です(2025年6月現在)。



民法

水津太郎先生

社会の動きの中での民法と民法学

わたしが担当している科目は、民法です。民法は、財産と家族についての基本的なルールを定めています。

民法が定める財産についての基本的なルールは、典型例としては、ある人が自分の所有する物を他の人に無断で売られてしまったとき、他の人から金銭を借りてその人に自分の所有する財産を担保として提供したものの、借入金を返せなかったとき、他の人から買って引渡しを受けた物の品質が契約の内容に適合していなかったとき、交差点で出会い頭の事故にあい身体を負傷したときなどに、だれがだれに対しどのような権利を有し、義務を負うかを規律するものです。また、民法が定める家族についての基本的なルールは、夫婦や親子等の関係および相続の関係についてのものです。

民法は、民法という題名の法律とこれに附属する法律(以下「附属法」といいます。)とからなっています。近年は、社会の動きの大きさ等に応じて、民法という題名の法律それ自体がひんぱんに改正されています。この改正にともない、必要に応じて、附属法が改正されたり、制定されたりしています。債権(契約)と相続についてのルールがそれぞれ大きく改正されたこと、成年年齢の引下げにともない改正されたこと、所有者不明土地問題とよばれる問題に対応するための改正がされたこと、広い意味での親子法の改正が数次にわたりました。聞いたことがあるかもしれません。現在は、成年後見法の改正と遺言法の改正に向けた検討がそれぞれ進められています。夫婦別姓や同性婚といった立法課題について、関心がある方もいるでしょう。最近では、附属法の立法になりますが、区分所有法が

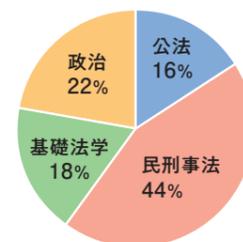
改正されたり、担保法に関する新たな法律が制定されたりしています。

民法学では、古くから、問題となっている事柄や問題とすべきものと考えられる事柄について、その事柄とかわりのある日本の民法のルールがどのような経緯によりつくられたかをたどる沿革研究や、外国ではその事柄についてどのような考え方にもとづきどのような対応がされているかをその背景にある事情を含めて考察し、外国の法状況と日本の法状況との比較をおこなう比較法研究がされてきました。これらの研究は、よりよい民法を考えるにあたっての手がかりを与えるものとして、現在ますます重要になっているものと考えられます。また、民法がすでに定め、またはこれから定めるさまざまなルールの基礎にすえられる価値判断が、場当たりのものではなく、民法を全体としてみたときに一貫したものとなっているかどうかという観点にもとづき分析・検討がされることがあります。この意味での体系的な研究は、民法を全体としてみたときにその取扱いが「等しきものは等しく、等しからざるものは等しからざるように」されているかどうかを検証しようとするものです。そのほか、民法学に隣接する学問の方法を用いた研究として、たとえば、法社会学的な考察を踏まえたものが古くからあります。また、法の経済分析等がされることもあります。このように、民法学の方法は、多様です。

本法学部では、さまざまなバックグラウンドや考え方をもちた教員が民法を教えています。このことが、本法学部において民法を学ぶ魅力の一つであるといえるでしょう。本法学部においてみなさんとお会いし、民法についてともに考える日がくることを楽しみにしています。

数字で見る法学部 2

教員



法学部・大学院法学政治学研究科にはおよそ100名の教員が在籍しています。このうち、講義や演習を担当する教授が75名、准教授が6名です。その内訳は、憲法、国際法や行政法を扱う公法分野が約16%、企業法や競争法、労働法や民事・刑事訴訟法を扱う刑事法分野が約44%、法哲学や法制史、外国法を扱う基礎法学分野が約18%、政策、外交、経済などを扱う政治分野が約22%となっています。法学部の授業ではこれら法学部所属の教員に加え、分野により経済学部や公共政策大学院などの教員が講義を担当しています。

東京大学には、協定校との交換留学や、パートナー大学である

IARU (International Alliance of Research Universities、国際研究型大学連合) 加盟大学への短期留学のほか、東京大学グローバルリーダー育成プログラム (GLP-GEFIL) を通じた奨学金付きの短期海外留学プログラムなど様々な留学支援制度があり、法学部からの参加学生も年々増加しています。皆様もぜひ在学中に海外留学にチャレンジして、これまでと違う世界を発見してみてください。

留学体験記

東大法学部という恵まれた学習環境に身を置きながら、なぜあえて外へ出るのか

第3類(政治コース)4年 小早川莉奈さん

留学先 オーストラリア国立大学
留学期間 2024年7月から2025年5月

私は大学3年の7月から4年の5月にかけて、オーストラリア国立大学 (ANU) に交換留学をしました。法学部に進学後、第3類(政治コース)に所属し、国際関係論や政治学の理論を中心に学んできましたが、西欧由来の理論が果たしてアジアの現実を適切に説明し得るのか、疑問を感じるようになりました。また、日本で安全保障について語る際には、どうしても「我が国の」という前提がつきまといまいます。しかし、インド太平洋という地域的視点からその議論を捉え直すことで、より広い視野を得られるのではないかと考えました。そうした背景から、アジア太平洋地域に関する授業が充実し、政策現場との距離も近いANUを留学先を選びました。

一歩離れて日本を見つめるということ

留学先での学びは、まさに期待以上でした。授業ではオーストラリア自身だけでなく太平洋の島嶼国や東南アジア諸国をテーマにすることが多く、日本とは異なる視点から国際関係を捉える機会に恵まれました。たとえば、「オーストラリアにとって日本との安全保障協力はどのような意義を持つのか」「日本の安全保障上の課題はどこに起因しているのか」「日本の東南アジアに対する国際協力は、信頼構築にどうつながっているのか」といった話題が取り上げられ、自分が当たり前のように受け入れてきた日本の立場につ



て、他国の視点から改めて考える機会が多くありました。キャンベラでは歌舞伎クラブに所属し、週に一度の練習を経て、10月には公演も行いました。留学前から日本語教育に携わった経験があり、日本語を学ぶ学生との交流を楽しみにしていましたが、実際に歌舞伎を通じて日本文化を声で伝えるという体験は、非常に新鮮で充実したものでした。

さらに、日豪の和解の象徴とされる街・カウラで行われたワークショップにも参加し、在豪日本大使をはじめとする多くの日本人関係者の姿を見たことや、夏休み期間に東南アジアの技能実習生送り出し機関でインターンシップを経験したことで、戦後日本が築いてきた信頼の積み重ねを、目に見える形で実感することができました。キャンベラは政治と学問の街でもあり、日本にいたら出会えなかったであろう在外公館職員や研究者と出会い、お話を伺うなかで、自分のキャリアや将来の進路について改めて深く考えるきっかけにもなりました。

「何者でもない時間」を最大限に使うということ

東大法学部という恵まれた学習環境に身を置きながら、なぜあえて外へ出るのか。留学の意義は人それぞれですが、私にとって留学とは、「何者でもない」大学生という貴重な時間を最大限に活かし、自分の偏見や既存の価値観をいったん壊して、政治学というツールを使って社会の見方を再構築する営みでした。社会に出れば、私たちは否応なく「何者か」になります。その前に、より柔軟な視点で世界を見つめ直し、自分の考えを揺さぶる経験を積んでおくことが、きっと将来において大きな力になると信じています。



数字で見る法学部

3

海外留学

トルコ	ボアジチ(ボスフォラス)大学
マレーシア	マラヤ大学
オーストラリア	オーストラリア国立大学 (ANU) / メルボルン大学
アメリカ	イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校 / カリフォルニア大学デービス校 / カリフォルニア大学バークレー校 / ジョンス・ホプキンス大学 / スワースモアカレッジ / ノースイースタン大学 / ノースウェスタン大学
カナダ	トロント大学
メキシコ	メキシコ国立自治大学 (UNAM)
イギリス	エクセター大学 / シェフィールド大学 / マンチェスター大学 / ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン (UCL)
オランダ	ライデン大学
スウェーデン	ウプサラ大学
デンマーク	コペンハーゲン大学
フランス	パリ政治学院 (シヤンスポ)
ベルギー	ルーヴェン・カトリック大学

	交換留学	夏季短期留学	冬季短期留学
2024年度	29人	16人	6人
2023年度	27人	22人	9人
2022年度	28人	16人	5人
2021年度	13人	1人	0人
2020年度	コロナで渡航中止		
2019年度	17人	26人	6人

●1セメスター以上の留学者の留学開始時期と期間 (2024年度)

3年秋から1セメスター：約21%
3年秋から2セメスター：約32%
3年春から1セメスター：約14%
4年秋から1セメスター：約14%
4年秋から2セメスター：約4%
4年春から1セメスター：約4%
4年秋(派遣時に留年)から1セメスター：約11%

個人と国家の狭間で——異国で自分と向き合った日々

第2類(法律プロフェッション・コース)4年 永島加南子さん

留学先 カリフォルニア大学バークレー校
留学期間 2024年8月から2025年5月

司法試験受験直後の2024年8月～2025年5月までカリフォルニア大学バークレー校に留学させていただきました。

東大では法学とともに政治学を勉強していたのですが、政治学・国際政治では各国のパワーバランスの結果としての国際情勢たるものが現存していて、自国の独立性を確保するために、各国の中では国家が集権的に政策を推し進めるという発想が多い一方で、法学は国家の中には一人ひとり基本的な人権を持った、かけがえのない個人がいて、その人権はどんなに大きな国家的目標があつたとしても侵害してはならない、どうしても人権を制約しなければならないときは、適正な手続きを取らなければならない、ということが基本的かつ最重要な発想だと思います。このような性質の異なる二つの分野を勉強することで自分の価値観の変化を感じるとともに、その学びに大きな意義を感じ、バークレーでは、Political Economyや、アメリカ政治を勉強しました。最も印象深いのは日本政治・政治経済専門Steven Vogel先生のMarket Governanceの授業で、セミ形式で日本、アメリカ、ヨーロッパの市場の構造、独禁法などのMarket Policy、産業、ビジネスカルチャーなどを比較しながらどのようにMarketを形作っていくべきかを考えるという内容で、弁護士になった後、専門とする予定の独禁法・国際通商分野とも直結する大変実りのある授業でした。また、アメリカ大統領選後の混沌とした空気感を肌で感じることもできたのも貴重な経験でした。

留学生活は、ならない自分と現状の自分とのギャップを埋める努力をし、



日常の中での小さな挫折を一つひとつ乗り越えていく日々でもありました。授業中に思うように発言できず、帰り道に涙を呑んだことも数えきれませんが、恥ずかしくてもとにかく積極的に手を挙げて発言し、Discussionでは一番最初に口火を切る、オフィスアワーに通うといった地道な努力を重ねるうちに、周囲からも認めてもらえるようになり、納得のいく成績評価をいただくことができました。留学中にインターンの応募を行い、有難いことにフランスOECDでインターンをさせていただくことになりましたが、応募の際も自分の至らぬ点を痛感することが多く、伸び代、成長のチャンスをいただいたと思っています。

偶然的な出会いに溢れている留学生活で、様々な経験をしましたが、一番に残っているのは出会ってきた方々がくださった一つひとつの言葉であり、生き様です。個人ではどうすることもできない歴史的な波に翻弄され、長年ご苦労を積み重ねてきたのに、どうしてこのような分け隔てないあたたかい笑顔で接してくださるのだろうと心を打たれたこともありました。「人は縁の中で生かされている」というのは本当に的を射ていると感じます。

この度の留学を糧にして、国際的な感覚、巨視的な観点をもちつつも、国益・公益の背後にはそれらに埋没し、忘れられてしまったかけがえのない小さな幸せがあるということ、そのことを忘れない法律家になりたいと思います。



好奇心や知的探究心を刺激し、自らの思考に新たな視点をもたらす貴重な経験

第1類(法学総合コース)4年 岡崎道心さん

留学先 ウプサラ大学
留学期間 2025年1月から2025年6月

留学の動機

私は大学のプログラムで1学期アメリカに留学した後、2025年1月からスウェーデンでの留学を開始しました。

スウェーデンを留学先に選んだ理由は、環境開発分野で世界をリードするヨーロッパの政策や、それが社会にどのように実装されているのかを現地で体感したいと考えたからです。特にエネルギー分野に関心を持っていた私にとって、スウェーデンはその関心に合致した国でした。

また、ウプサラ大学は国際協調や平和学の分野で高い評価を受けており、そこで学ぶ学生たちと交流することで多くの刺激を受けられると期待していました。さらに、ヨーロッパではシェンゲン協定により域内の移動が自由であり、多様な社会や文化に触れる機会が豊富にある点も大きな魅力でした。

留学先での生活

留学中はDepartment of Governmentに所属し、国際環境開発学、アメリカ政治、スウェーデン語の3科目を履修しました。講義はディスカッションを中心に進められ、世界各国から集まった学生たちの多様な視点や考え方に触れる貴重な機会となりました。

特に印象に残っているのは、環境開発の授業です。少人数のチームでスウェーデンの地方空港を訪問し、短距離フライトの是非について現地の人々の声を踏まえて議論を行いました。政策を机上の理論にとどめず、実際の現場と結びつけて考える姿勢が印象的でした。

アメリカ政治の授業では、前学期にアメリカで履修した内容と同様のトピックが扱われましたが、アメリカとスウェーデンという、価値観や国民性が対照的な2国において、同じテーマがどのように語られるかを比較するのは極めて興味深い体験でした。

休暇中には、スウェーデン国内外を問わず多くの場所を訪れました。地

中海の島々を巡ったり、約18時間かけてチュニジアからイタリアへ船で渡るなど、思い出深い経験を数多く得ることができました。

留学する意義

私にとって留学の最大の意義は、世界のさまざまな出来事に対する自分の思考を整理し、再構築することにあります。多国籍の学生が集まる学生寮での生活では、個人の価値観に関わるトピックについて自然と会話が生まれました。バックグラウンドが大きく異なる人々との対話を通して、自分が当然と思っていた価値観を見直す機会に恵まれたことは非常に有意義でした。

また、法学・政治学を学ぶうえでの意義として、法律という社会を規定する最も強力な規範が、実際に社会形成にどのような影響を及ぼしているのかを肌で感じられたことが挙げられます。スウェーデンという、自国とは異なる社会を第三者の視点で内側から俯瞰できた経験は、今後の学びにおいてもかけがえのない財産になると確信しています。

もちろん、留学に求めるものは人それぞれだと思います。しかし、慣れ親しんだ日本を離れ、未知の発見が待つ環境に身を置くことは、誰にとっても好奇心や知的探究心を刺激し、自らの思考に新たな視点をもたらす貴重な経験になると強く感じています。

最後に

私が留学を通じて得た知識や経験をどのように活かすかは、これからの自分次第です。日本に戻り、さまざまな社会的課題に直面する中で、留学を通じて培った多様な視点や価値観を活用していくことを、自分自身に期待しています。

最後に、私を交換留学に送り出してくださった法学部関係者の皆様、支えてくれた両親、そして関わってくださったすべての皆様に、この場を借りて心より感謝申し上げます。

東京大学法学部と聞くと、卒業後の進路は公務員か弁護士、あるいは研究者といったイメージがあるかもしれませんが、実際には就職者の半数以上は金融、保険、情報通信産業や製造業など幅広い分野で活躍し、特定の進路と結びついた授業が行われているわけではありませんが、とはいえ選択する進路によって学部での過ごし方が変わってくるのも事実です。ここでは、学部でどんな学生生活を送り、就職先を決めたのか、卒業された先輩方にお話を伺ってみました。

卒業生が語る東京大学法学部の魅力



知的好奇心を満たして余りあるほどの深さと広さのある授業

【平成28年3月 法学部第2類卒業】阿部祐一朗さん

私は、2012年に文科三類に入学した後、2014年に法学部に進学し、2016年に外務省に入省しました。現在は、海外で日本人がテロや誘拐等に巻き込まれないようにし、被害にあわれた方を首相官邸や関係省庁とともに保護したりする仕事をしています。

元々、私は「この時代でも『国』に存在意義はあるのか」を哲学の側面から勉強したくて、文科三類に入学しました。駒場の2年間、学問の森を広めに散歩するなか、自分の疑問の核に最もくっきりと言葉を与えてくれたのが、法学部の憲法学講義でした。法学部進学後は、憲法や行政学、法哲学等を学び、授業の後には、法学部の同級生や文科三類時代の友人と、ラウンジでだらだらしながら、しかし熱っぽい議論をしていました。

東大法学部の良さは、このような教養教育と専門教育の絶妙なバランスにあります。教養学部時代に自由に授業を

選ぶことが出来、自分の問題意識を研ぎ澄ました後、やりたい学問を選ぶことが出来ます。そして、法学部に進めば、駒場で養った知的な好奇心を満たして余りあるほどの深さと広さを備えた授業が用意されています。

法学部の授業が表層的ではなく、論点を深く掘り下げるものだったおかげで、法律職以外の道に進んでからも役立ちました。例えば、法学部で習った手法は、外交官として他国に駐在する際に、相手国の考え方や、各組織の動き方、法律の立て付けなどを理解する際に応用できます。

何より、行政官として働いていると、「国は何をすべきか」という問いにしばしば直面します。例えば、海外邦人保護は、日本国の最も重要な責務の一つですが、どのように実践すべきかは、簡単に答えが出ません。国によって、考え方も、実践方法も様々です。その際に、しばしば立ち返るのは、法哲学や行政学、憲法学で学んだ視座です。現在は、実務家として目の前の難題に妥当な結論を出すべく奮闘しますが、ふと学部時代の先生方や友人と議論した時間を懐かしく思い出します。



赤門をくぐり人生の選択肢が広がった

【令和2年3月 法学部第2類卒業】小松詩織さん

幼稚園児の頃から「世界で活躍する弁護士になりたい」という夢を抱いていた私は、2020年に法学部を卒業し、現在西村あさひ法律事務所・外国法共同事業の弁護士として国内外のコーポレート・M&A案件に携わっております。司法修習の期間中は、単著を出版したほか内閣府ムーンショット型研究開発事業ミレニアブプログラムのチームメンバーとして2050年のテクノロジーの研究に関与しました。

高校生の時に、私の入学年度(2016年)から東京大学の推薦入試が始まるとの案内がありました。推薦で入学すると法学部在学中から法科大学院の授業を履修・単位取得することができることと知り、早い段階から実務を踏まえた最先端の法学の議論に触れられることを大変魅力的に思い、推薦一期生として法学部に入学しました。

実体法や手続法の伝統的な法学の講義の面白さはさることながら、私は特に教授や学生とInteractiveな意見交流が

可能な少人数のゼミや演習に面白みを感じ、そういった科目を意識的に多く履修しました。法律はその性質上、ある程度特殊性を捨象した事例を念頭に置いているのですが、実際に法律が機能する個別具体的場面は複雑さを極めています。立法趣旨に立ち返って、立法当時は予想だにしていなかったテクノロジーの発展や、顕わになった法律の狭間などにどのように対応していくべきかを議論する時間を楽しみを見出していました。また、その議論において必ずと言っていいほど登場するビジネス・AI/IT・倫理分野から、法律を学ぶ重要性を感じ、リーガルアドバイザーとしての枠を超え、真に社会の需要に寄り添えられる弁護士になりたいという思いが強まりました。弁護士になってからもAIに関する国際カンファレンスに登壇する機会をいただいております。

東大法学部でのコミュニティ及び東大を起点に学外に広がるコミュニティに広く参加したことにより活動の幅、ひいては人生の選択肢が2倍にも3倍にも広がったことを実感しています。



多様な進路で活かされるリーガルマインド

【平成20年3月 法学部第1類卒業】高部祐未さん

2008年に法学部を卒業後、法科大学院に進学しました。法科大学院在学中に司法試験に合格し、司法修習を経て、2010年に裁判官に任官しました。任官後は、主に民事事件を担当するほか、ドイツでの在外研究や司法研修所での裁判官研修に関する業務を経て、現在は、東京地方裁判所で行政事件を担当しています。

今、仕事をしていて感じることは、徹底的に考え抜き、自らの考えを言語化して他者に伝えることの重要性です。振り返ると、その力の基礎を築けたのは、法学部の頃に受講したゼミであったと思います。ゼミでの議論を通して、基本書の内容や判例を鵜呑みにするのではなく、多角的な視点で物事を捉え、異なる立場の相手に説得的に自らの見解を伝えること、そのためにまずは徹底的に調べ、自分の頭で考えることの大切さと、面白さに気付きました。

法学部での勉強というと、とても難しく量も多くて大変だというイメージを抱いている方が多いのではないのでしょうか。特に法学を学び始めた当初は、その難解さに戸惑い、扱う分野の幅広さに圧倒されるということは、多かれ少なかれ誰も経験する道だと思います。私自身も例外ではありませんが、そのようなときにも、友人たちと定期的にいった勉強会で、志の高い優秀な仲間から多くの刺激を受けるとともに、励まされたことが懐かしく思い出されます。

当時の友人たちは、現在、多方面で活躍しています。法律の世界であれビジネスの世界であれ、彼らの活躍の根底には、法学部で培ったリーガルマインドが生きているはずだと感じます。

社会全体がめまぐるしく変化し、デジタル化やAIの進展により様々な分野において仕事の在り方も大きく変容していきとわれていますが、法律を使って生の紛争を解決する営みは、人間にしかできないものだと思います。未来を切り拓いていく皆さんが、法学部で多くのことを学び、考え、よりよい社会を築いていけることを祈っています。



高く飛ぶためのバネ

【平成27年3月 法学部第3類卒業】向山直佑さん

私は2015年に法学部、2017年に法学政治学研究科の修士課程を修了後、イギリスのオックスフォード大学で博士号を取得し、ケンブリッジ大学での研究生生活を経て、2022年秋に関連他部署の教員として本郷に戻ってきました。

第3類自体、法学部ではマイノリティですが、政治学の研究者になりたいと思っていた私は、その中でもさらに少数派でした。また3年から4年にかけてトロント大学に交換留学していたので、本郷で学部生活を送ったのは1年と少しに過ぎず、私の法学部生活は代表的なものとはいえません。

しかし、これは法学部ではある程度「何でもあり」だということの裏返しでもあります。大教室授業が多く、2年間同じゼミに所属する必要もない法学部では、カリキュラムや日々の生活を自分で組み立てることが比較的大きく、私のように留学したり、あるいは予備試験や公

務員試験の勉強を中心に据えたりすることも可能です。もっとも、こうした自由をどう自らの将来に生かすかは本人次第であり、そこには自分への責任がついて回ります。

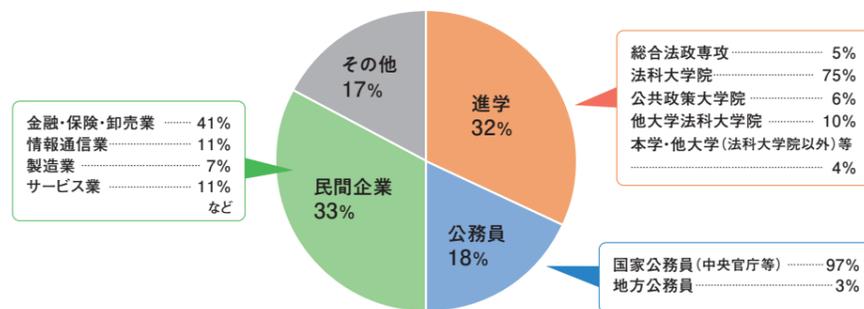
私の法学部生活は、その前後の留学と比べると一見地味ですが、この期間に、現在専門とする国際関係論や比較政治学の演習で学問的なトレーニングを受け、論文というものの書き方が分からずにもがき、優秀な友人や院生の先輩と議論したからこそ、その後の研究者としてのキャリアの発展があったのだと思います。その意味で私にとって法学部は、将来の飛躍のために「バネを押し縮める」時期だったのでしょう。

その後オックスフォードやケンブリッジに行って気づいたのは、学生の能力に関して、東大法学部は両大学にまったく引けを取らないということです。一般にそう認識されていない背景には、諸々の歴史的・構造的な要素がありますが、法学部で「中身」を身に付け、あとはそれを表現する言語能力さえ付け加えれば、国際的に通用するプロフェッショナルになることは、そう難しいことではないはずです。

数字で見る法学部

4

卒業後の進路



進学先は本研究科法科大学院が75%と最も多く、他大学法科大学院と併せると進学者全体の9割弱が法科大学院に入学しています。一方、就職先の1位は国家公務員で、就職決定者全体のうち約3割が総務省をはじめとする中央官庁に就職しています。民間部門では日本銀行や大手保険会社、銀行、商社などの法務部門や民間企業の研究職等が主な就職先となっています。

若手教員による座談会

本学の法学部での学びの特徴のひとつとして、法学と政治学の両方を学ぶ機会があることが挙げられます。カリキュラム上、その特徴は、すべての類を通じて、法学・政治学の基本的な科目（憲法、民法第1部、政治学）が必修科目とされていることにも表れています。法律家を目指す人も政治学に触れなければならない、政治学を学びたい人も法律学に接する必要があるわけです。この座談会では、教員がそこにはどのような意義があると考えているのか、を探っていきます。参加者は梅川 健教授（アメリカ政治外交史）、笠木映里教授（社会保障法）、境家史郎教授（政治過程論）、平田彩子教授（法社会学・現代法過程論）、司会は松井智予教授（商法）です。



梅川 健 教授



笠木映里 教授

【松井】 本日はお集まりいただきありがとうございます。この座談会は、法律学と政治学を両方学ぶことになるという本学法学部の特色を踏まえて、そういった学部で学ぶことが高校生、教養学部生にとってどういう意義があるのかを、話し合っ探っていくという企画です。本日お集まりいただいた先生方は、そのような環境で法律学も政治学も学び、いまは教員として教えている方々ですので、年代から言っても現在の学生たちに比較的近い感覚でお話をいただけるのではないかと思います。今進路を考えている学生たちにとっても、先輩たちが何を考えながら進路を模索したのか、興味深いところなのではないでしょうか。そこでまずは、皆さんに、学生のときを思い出して、何を考えながら、どのように学んでいたのかをうかがえればと思います。

私自身は、教養課程では国際関係研究会というサークルに入っていて、城山先生の国際行政学のゼミにかなり力を入れていました。ユーゴ紛争など、国際紛争を見ながら、自分が小さいなりにどういう形で世の中に貢献できるかを悩んでいて、民族紛争の引き金が往々にして経済的困難や格差にあるという分析などに触れたところから、経済を円滑化させるツールという側面を持つ法、特に商法に興味を移していったところなんです。でも、自分が過程の分析に興味があるのか、ツールに興味があるのかは最後までよくわからず、法社会学や行政学の先生方の研究室にもお話を聞きに伺いました。いや、生々しい話、就職口の観点からは実定法がよいよとおすすめされてしまったのですが（笑）。法律の教員がこんなことを言うてはいけないのでしょうか、「条文」とか「解釈」から発想することは今でも苦手です。その周りで困っている人たちが影響を受けている社会の利益、といった点にはすぐ目が行くのですが。

【境家】 私はもともと官僚志望で教養学部文科I類に入学し、法学部に進みましたが、政治学という学問分野についてはほとんど知識がありませんでした。政治といえば「国際政治」しかイメージが湧かず、各国の政治について学問的に追究している人たちがいるということさえよく知りませんでした。それが2年生のときに「政治過程論」（現在は「日本政治」という科目名に変更されています）という授業を受けて、日本政治を、しかも数量的なデータを統計処理するという方法で研究する分野があることを知り、法学の勉強に多少疲れ

ていたこともあって（笑）、とても興味を持ちました。実証的な政治学では、現地調査を行って資料を集めたり、数学を使ったりと、憲法学のような法学とは違う頭の使い方をします。社会的な現象について、自然科学者が自然現象に対して行っているように、その原因や結果を明らかにしていくというのは、とても魅力的に感じました。その後は政治学にはまって、政治学系のさまざまな演習を受講し、気づけば政治過程論の専攻で大学院に進んでいました。法学部に法学以外にも多くのおもしろい授業があり、関心に合わせて勉強できることを、高校生の皆さんにも知っていただきたいと思います。

【梅川】 私は子供のころ、「偉いとされる人（校長先生など）の話をどうしてきかないといけないんだろう」という疑問を持っていました。なぜ、彼ら（記憶の限りみな男性でした）は僕に話を聞くことを強いることができるんだろうか、と。ひねくれた子供だったかもしれませんが、中学校の社会科の授業で憲法や法律や政治の話をきいたときには、人に何かを強制する力の大きさにくらくらしました。これは考えないといけないと思いました。高校生の頃、法や政治を扱う学部が大学にはあると知り、文科類を目指しました。法学部の先生方による授業や少人数の演習に参加する中で、法と政治には強制という側面と同時に、秩序の創出と維持という側面もあることに気づき、「それではそのようなルールが存在するのはなぜなのか」ということに興味を持つようになりました。政治学はルールの生成過程やルールを生成する権力を対象にした学問分野ですので、まさに私の関心と重なり、引き込まれていきました。どこまで引き込まれるかは人によると思いますが、現代社会に生きる人で、自分をとりまくルールに疑問をもたない人はいないのではないかと思います。法学部は、ルールの多様な側面について学ぶことのできる場所だと思っています。

【笠木】 私は、何か人や社会に役立つ仕事をしたい、という物凄く漠然とした気持ちと、国際的な仕事につきたいという希望があり、国際法や国際政治を学んで国際公務員になれば、と考えて法学部に入りました。そのような漠然とした問題意識しか持たず、法学も政治学もよく知らなかった私としては、法と政治と一緒に学ぶことは、むしろ自然なことのように捉えていたような記憶があります。その後、具体的に講義や演習で学んでみますと、法学と政治学ではかなり勉強のアプローチが違うと分かりました。いずれも高校までの勉強とは違って、私にとっては難しいものでしたが、法令の定めを基礎としつつ、学説によるその解釈、裁判例、判例と学んでいく、体系化された実定法学のアプローチが学生時代の私にはとっつきやすく思えました。また、社会の中で少数派になっている人や、何らかの困難をかかえた人にとって法や訴訟が助けになりうる場面がある、ということを学ぶ中で、少しずつ法学の世界に関心を強めていったと思います。裁判の事例などを勉強している中で、比較的ダイレクトに社会とのつながりを感じられるという面も魅力的だったかもしれません。



境家史郎 教授



平田彩子 教授



松井智予 教授

【平田】 私はもともと社会で起こっている出来事や社会問題に興味があり、文庫本よりも新書が好き、というタイプでしたので、文科I類・法学部に出願するというのは自然な流れでした。法学部の勉強が始まり、法学・政治学両方とも、初めて本格的に勉強し始めたのですが、受ける印象は大きく異なりました。法学は、あくまで「法テキスト」、つまり条文をはじめとする文章が考察対象として存在し、それを中心に話が展開していくので、学問として秩序だった印象を抱き、初学者にもとっつきやすかった一方、政治学は、その分析対象が幅広く、また分析手法も様々で、当初は少々困惑した記憶があります。ただ、法学部での勉強が進むにつれ、判例解釈の緻密な検討よりも、社会の中で法はどのように機能しているのかという問いが私の関心事となり、法社会学を専攻したわけですが、そうなる政治学が大いに重要になってきた、という経緯があります。データを収集して社会現象を考察するという分析手法は、政治学をはじめとした実証的な社会科学の分野で学ぶことができますので、学



座談会風景

生の皆さんも、ご自身の興味関心は学習が進むにつれ展開・変化していくこと、その際、さまざまな幅広い学問分野が存在することを知っておくことは有益かと思えます。

【境家】 今までの話を伺って、私以外の先生方も、法学と政治学のアプローチの違いに困惑しつつも、勉強を進めるうちにそれぞれの学問分野から刺激を受け、視野を広げてこられたことが分かりました。笠木先生、平田先生ともにご指摘になっているように、条文という準拠テキストが法学には通常あって、その点が「初学者にとつきやすく」ないかもしれない政治学と異なります。政治学の学習では、何を探求すべきかという問いそのものを自分で一から見つけることが求められます。法学部第3類(政治コース)の学生は、卒業するのにリサーチ・ペーパーという研究論文を書かなければなりません。自分で見つけた未解決の問いに自分で答えるという営みは、高校までの与えられた問題を解く勉強とは違う、「大学らしい」知的作業と言えます。

【平田】 そうですね。法学も、何を論点として、どのように議論を論理構成すれば良いのかというところで、自分で問いを見つけ解いていくということになるのかと思います。

また、先程梅川先生もおっしゃっていましたが、法学、政治学ともに、社会における秩序の創出と維持に関わっているという点は、とても大事だと思っています。関連して、法学と政治学は規範とも深く関わっているとも言えます。あるべき社会のすがた、よりベターな社会のすがたとは何で、それをどのように達成するかという強い関心が、法学・政治学ともに基底にあると思います。

【松井】 ありがとうございます。それでは、次の話題に移ろうかと思えます。現在、皆さんはそれぞれの専門分野で研究をされています。法学の先生も、政治学の先生もおられますが、法律学にとっては政治学の視点、政治学にとっては法律学の視点は、今の研究活動に生かされているとお感じでしょうか。両方学んだことがそ

の後の仕事に生きるのかは、学生にとっても興味があるのではないかと思うのですが。これもまた私の話で恐縮ですが、法改正には立法事実と呼ばれる社会背景の変化が必要なのですが、これが政治過程的に表面化するのか、技術革新とか判例の積み重ねを通じて認識にいたるのか、トピックによって大きく違っていて、改正の頻度とかドラスティックさも影響をうけるんですね。また、会社法全体のスタンスも、数十年のスパンで大きく動いています。法が変化していく過程を客観視できると、特定の改正に振り回されたり、質の違う改正事項を同じように扱ってしまったらという問題に自覚的であることができるんじゃないかなと思います。法学部の教室で勉強した政治学が今生きているというより、その素養があるから、個別の制度を分析する政治過程論などを消化できている、という感じでしょうか。

【笠木】 私は、社会保障について法学的な観点から研究をすることを専門としています。日本では(多くの諸外国でも)、あらゆる国民が生活、仕事、子育て等を通じて何らかの形で社会保障と関わっていますし、また社会保障は莫大な国家予算の歳出の対象ともなるものですから、この国のあり方、社会のあり方を規定する一つの重要な要素といってよいと思います。そのような中で、社会保障法の形成・変容は、その時々々の政治状況や、様々なアクターの政治行動に決定的な影響を受けます(その割には、社会保障政策に関する重要な論点が政治的な争点になりにくいとも感じています。これはまた別の問題かと思えます)。また、今日の社会保障あるいは福祉国家には、これを基礎付ける政治思想の発展の歴史があり、このような思想的基盤の理解は、実定法の解釈や立法論を論じるにあたって必要不可欠と思われる。学部時代、政治学については単位を取るだけで精一杯でしたのであまり偉そうなことは言えませんが(笑)、政治学という分野について若干でも土地勘があることは、間違いなく今日の研究に活かされていると思います。

【境家】 政治学の勉強や研究を行おうというときに、一定の法学的

知識を持っていることは大いに役立つ、というより不可欠です。国際政治であれば少なくとも国際法、国内政治であれば憲法の統治機構に関する規定などを理解しておくことが、研究を進める上での前提になります。政治学では「ゲームのルール」という言い方をすることがありますが、法制度は政治家や官僚といった政治的主体の行動を枠づける基本的制約となります。スポーツやボードゲームが一定のルールの下で行われているように、政治というゲームも一定の法的ルールの下で行われているのです。

また、法制度というのはそれ自体、政治の場における争点でもあります。例えば憲法をどう現実に運用すべきか、また改正すべきかという論点が、戦後今日にいたるまで日本政治の一大争点であることは周知の通りです。憲法学の授業で法学的観点から見た制度趣旨を学んで初めて、その趣旨と現実における運用とのズレといった政治的問題を理解することが可能になります。

【梅川】 私の専門はアメリカ政治で、さらに細かく言いますと、アメリカの大統領がどのように新しいルールを作り上げているのか、について研究しております。アメリカには日本と同じように憲法があるのだから、大統領に何ができるのか、そして大統領が権限を濫用していないかについて議会と裁判所がどのようにチェックできるのか(すなわち三権分立制)についても、憲法が規定しているはずだ。そう思われるかもしれませんが。ところがアメリカ政治では歴史的に、「大統領がどのようにルールを作れるのか」ということ自体が、政治的な争点になってきました。大統領は、自らの部下の法律家を頼りに、自分の憲法上の権限を広く解釈し、かつてはできないとされたことをやっつけています。他方で議会では、そのような拡大解釈に基づいた大統領の行動は憲法違反だ、という法解釈が議員たちによって披露されます。もちろん、法解釈の巧みさのみによって政治的決着がつくわけではありませんが、大統領と議会による抑制と均衡というアメリカの政治体制の基本的性質を理解するにあたって、法学的素養が必要なことは言うまでもありません。

【平田】 私の専門分野である法社会学は、実際の社会からデータを収集して経験的な基礎付けを持ちつつ、社会の中で法が生成し、使われ、発展していく過程を研究対象とします。政治学をはじめとする種々の社会科学の手法を用いて、社会における法現象を理解する分野なので、政治学の素養は法社会学にとって必須と言えます。私は特に、行政法分野での法社会学研究をしているため、政治学の一分野である行政学は常に参照している研究分野です。法学と政治学をまたぐ両生類的な研究をしているという点で、私はかなり特殊かもしれません(笑)。ともあれ、学生の皆さんには、法学の中にも、憲法や商法、社会保障法といった実定法だけではなく、法社会学や法哲学といった基礎法学と呼ばれる分野があることは、ここで宣伝しておきたいです。基礎法学は、一步身を引いて法をみるスタンスというか、法を相対化して理解するという特徴があるかと

思います。条文や原則自体の規範性を問い直したり、社会と法の関わりを検討したりすることから、政治学との距離感は近いですね。実定法科目を通じて緻密な論理展開を行う訓練ができることは、実定法学を専門としない者でも大変重要だと思いますし、政治学を通じて社会現象を捉える分析手法を学ぶという形でも、政治学は大変有益かと思えます。そしてぜひ、「法とは何か」に正面から立ち向かっている基礎法学にも興味関心を持っていたら幸いです。

【梅川】 ここまでの先生方のお話を伺っていると、法学と政治学、いずれの分野を研究するにあたって、もう片方の学問分野の素養が生きている、さらには必要とされているとお考えになっているという点で共通しているように思います。政治は法を形成・変容させると同時に、法は政治のルールを規定していますので、どちらも勉強しておくに越したことはない、という思いを強くしました。法学部に進学する学生は、第1類(法学総合コース)、第2類(法律プロフェッション・コース)、第3類(政治コース)のいずれかを選択する必要がありますが、自分は1類だから、あるいは3類だからと、自分から視野を狭くするのは、是非、いろいろな授業・演習に参加してもらいたいと思います。

【笠木】 そうですね。前半でも話題になったように、法学を学ぶ、政治学を学ぶ、というのが一体どういうことなのか、実際に講義や演習に参加し、試験・レポートに取り組むことで初めて理解できる面もありますので、いずれの分野もぜひ一度は勉強して欲しいです。自分には合わない、とか、分からない、という経験もけっこう貴重で、意外にそっちの方が後々までよく覚えていることもあります。また、皆さんのお話からは、政治学、法学と一言でいっても、きわめて多様な対象とアプローチがあることも分かりますよね。これらの多様な学問分野について広く関心をもつことで、社会で起きている事象や社会の変化を立体的に理解することができるのではないのでしょうか。

【松井】 この座談会を読まれている皆さんは、まだどういう形で世の中とかかわり、貢献していくか、はっきりしたイメージを持っていない方も多いと思います。私たちも同じ迷いのなかで大学時代を過ごし、その時の視点は皆さんを教える研究者になった今も生きています。

皆さんは必ずしも研究者になるわけではないでしょうけれども、先輩が、あるいは本郷で皆さんを待つ教員が、何を考えて今に至るのか、知っていただくことで、法と政治を両方学べる(ある程度は学ばなくてはならない)という、本学のカリキュラムの意味を感じただけたのではないのでしょうか。本学のカリキュラムは、どういう人材を育てたいかの本学のメッセージなのだと思います。私はその要望に応えた人材になれたのか、顧みて自信があるわけではありませんが(笑)、本日の他の先生方のご意見には学ぶところが多かったように思います。本日はどうもありがとうございました。